

## ○ 工場若しくは事業場の新設又は施設の増設の協議(事前協議)

### 1 制度の目的

一定規模以上の工場又は事業場の新増設に当たって、法や条例に基づいて届出する前に、環境へ配慮する事項について、県と協議（事前協議）することにより、工場又は事業場自らが周辺環境を保全するための取組を促進することを目的としています。

### 2 根拠法令

- ・ 静岡県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第10条第1項～4項
- ・ 静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項～4項

### 3 対象規模

(1) 事前協議の対象となる工場又は事業場（以下「事前協議対象工場等」という。）は、以下のとおりです。

ア 大気汚染防止法又は条例に基づくばい煙発生施設を設置する工場又は事業場

規 模	湿りガス最大の総排出ガス量が10,000Nm <sup>3</sup> /時以上
-----	--

規則第2条第1項第1号

※Nm<sup>3</sup>とは、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガスの量をいう

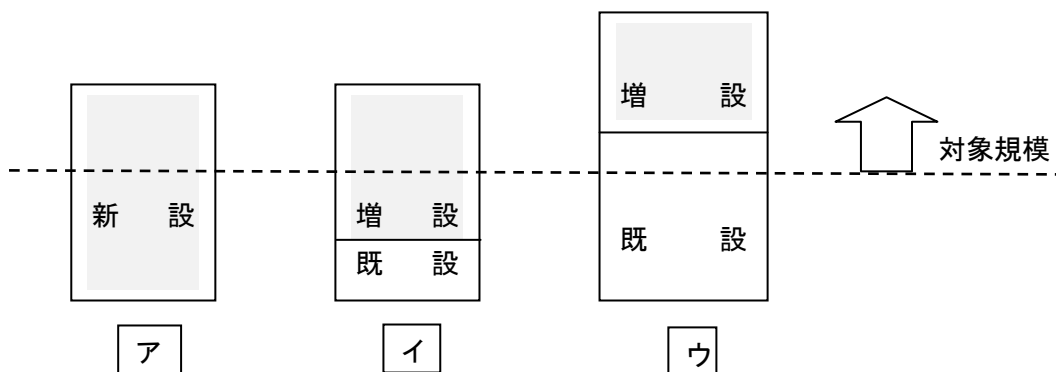
イ 水質汚濁防止法又は条例に基づく特定施設を設置する工場又は事業場

規 模	有害物質を含まない場合	日平均の総排水量が2,000m <sup>3</sup> /日以上
	有害物質を含む場合	日平均の総排水量が50m <sup>3</sup> /日以上

規則第2条第1項第2号

(2) 事前協議の対象となる行為は、以下のとおりです。

- ア 事前協議対象工場等の新設（条例第10条第1項）
- イ 新たに事前協議対象工場等になるような対象施設の増設（条例第10条第2項）
- ウ 事前協議対象工場等における対象施設の増設（条例第10条第2項）



(3) 以下の場合は、事前協議対象から除外されます。

- ア ばい煙の種類ごとに排出口から大気中に排出される量の合計が増加しない場合  
(規則第2条第4項第1号)
- イ 排水水中の規制物質について物質又は項目ごとに排出される量が増加しない場合  
(規則第2条第4項第2号)

(4) 事前協議の対象となる事業者のうち、環境マネジメントシステムを導入している者で以下の基準の全てに適合する者は、事前協議を免除することができます。ただし、別途、事前に免除届の提出が必要となります。

ア ISO14001又はエコアクション21に定める適用規格に適合し、認証を受けている。(規則第2条第5項第1号)

イ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及び条例に基づく行政処分を過去3年以内に受けていない。(規則第2条第5項第2号)

#### 4 手続の概要

##### (1) 協議書の場合

ア 提出時期 (規則第2条第2項)

当該工事の開始予定日の90日前まで(当該期間を短縮する条例上の制度はありません)

イ 提出書類

- ・「工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議書」(規則様式第1号)
- ・事業計画(規則様式第1号別紙1)
- ・公害等の抑制(規則様式第1号別紙2)
- ・指定化学物質の適正な管理(規則様式第1号別紙3)
- ・廃棄物の発生の抑制及び適正な処理(規則様式第1号別紙4)
- ・環境マネジメントシステム等の導入(規則様式第1号別紙5)
- ・参考事項(次の事項を記載:業種、都市計画に基づく用途地域、敷地面積、建屋面積、従業員数、資本金額、担当部課係名、担当者名、電話番号、公害防止管理者名(資格名)、操業時間、工場又は事業場の新設(増設)の理由)
- ・その他参考資料(排出量増減チェック表、施設の一覧表又は排水系統図(変更前・後)、新増設設備の仕様書、施設配置図、位置図、企業概要パンフ)

ウ 提出部数、提出先

事業者は、事前協議書4部(県2部、市町1部、事業者1部)を市町環境担当部局に提出してください。

##### (2) 協議免除届出書の場合

ア 提出時期 (規則第2条第6項)

当該工事の開始予定日の90日前まで(当該期間を短縮する条例上の制度はありません)

イ 提出書類

- ・「工場若しくは事業場の新設又は施設の増設に係る協議免除届出書」(規則様式2号)
- ・ISO14001又はエコアクション21の登録証書の写し
- ・参考事項(次の事項を記載:業種、都市計画に基づく用途地域、敷地面積、建屋面積、従業員数、資本金額、担当部課係名、担当者名、電話番号、公害防止管理者名(資格名)、

操業時間、工場又は事業場の新設（増設）の理由）

- ・その他参考資料（排出量増減チェック表、施設配置図、位置図、企業概要パンフ、必要に応じて、施設の一覧表又は排水系統図（変更前・後）、新增設設備の仕様書）

ウ 提出部数、提出先

事業者は、**事前協議免除届出書 4 部**（県 2 部、市町 1 部、事業者 1 部）を市町環境担当部局に提出してください。

## 5 権限委譲について

静岡市、浜松市、沼津市、富士市については、静岡県事務処理の特例に関する条例により、事前協議に関する全ての事務権限を委譲しているため、手続は各市で完結します。その他の 31 市町については、事前協議に係る書類の受付事務のみを権限委譲しているため、協議書又は協議免除届出書については、各市町の環境担当部局で受け付け、協議書等の内容審査等については、県庁生活環境課にて行います。